様式第2号（第6条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市次世代自動車購入費補助金交付決定及び交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった丸亀市次世代自動車購入費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

　　　(1)本事業で購入した次世代自動車を国の補助事業で定められた期間内に処分しようとする場合には、あらかじめ市長に届出をし、承認を得ること。

　　　　　参考　国の補助事業による耐用年数

次世代自動車　　　年

　　 （2）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、市長の請求に応じ、当該補助金の全部又は一部を返還すること。

（3）市が今後実施する調査等の協力を求めた場合は、これに応じること。